

公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所の
研究活動における不正行為の防止に関する規程

平成28年4月1日制定
公益財団法人東京都環境公社
東京都環境科学研究所長

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）」を踏まえ、公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所（以下「研究所」という。）における研究活動に関し、不正行為及び研究費の不正使用等（以下「不正行為」という。）を防止し、及び不正行為が行われた場合又はそのおそれがある場合に、適切に対応するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、研究の立案、研究の実施、研究成果の公開及び論文としての発表、実験データの保管、研究費を獲得するための申請や研究費の使用等、研究に関わる全ての活動をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、研究活動を行う研究員その他研究費の運営・管理に関わる職員による次の各号に掲げる行為をいう。

(1) ねつ造

存在しないデータや結果を、存在するものとして作成すること。

(2) 改ざん

研究資料、機器又は研究方法を操作し、データ又は結果を実際と異なるものに加工すること。

(3) 盗用

他人のアイデア、分析・解析方法、データ、結果、論文又は用語を、適切な引用及び表示をせずに使用すること。

(4) 不適切な投稿

一部でも同一内容を含む論文を複数作成して異なる雑誌に投稿すること、又は同一著者を別人物にしてほぼ同じ内容の論文を複数作成して投稿すること。

(5) 研究費の申請及び使用に係る次の各号に掲げる行為

ア 研究費の外部への申請に際し、虚偽の記述をすること。

イ 研究計画書に記載された以外の目的に研究費を使用すること。

ウ 虚偽の申請により不当に旅費や謝金などを研究費から得ること。

エ その他、研究費使用に関する諸規程に違反して研究費を使用すること及び研究費に関連して不正な取引に関与すること。

(責任体系)

第3条 研究機関全体として、科学的事実に基づいた公正な研究活動ができる研究環境の整備に努めるものとし、以下のとおり責任体系を定める。

- (1) 研究所長は、最高管理責任者として、研究費の運営・管理についての最終責任を負う。統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究費を運営・管理するよう監督する。
- (2) 研究調整課長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理を統括する実質的な責任と権限をもつ。本規程に基づき不正防止計画を策定し実施するなど、研究費の運営・管理を適正に行うための必要な措置を行う。
- (3) 各科長及び副参事研究員は、コンプライアンス推進責任者として、研究費の運営・管理について適正を維持する実質的な責任と権限をもつ。不正行為防止の具体策（教育、モニタリング等）を実施するなど、研究費の運営・管理に係る事務を適正に行うための必要な措置を行う。
- (4) 各科長及び副参事研究員は、研究倫理教育推進責任者として、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

(行動規範)

第4条 研究費の運営・管理に関わる全ての職員は、別に定める行動規範のほか、研究費の運営・管理に係る諸規程を遵守しなければならない。

(関係者の意識向上等)

第5条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、研究活動や研究費の運営・管理における倫理意識の向上のため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 行動規範及び研究費の運営・管理に係る諸規程を研究所内に周知するとともに、不正防止のために必要な情報を適宜提供し、情報の共有に努める。
- (2) それぞれの課・科の職員に対して、行動規範等に係る倫理教育を実施すること。

(不正防止計画)

第6条 不正行為を発生させる要因を把握し、不正行為の防止に向けた取組を具体的に推進するための不正防止計画を別に定める。

(不正防止計画推進部署)

第7条 不正防止計画を推進する部署は研究調整課とし、責任者を研究調整課長とする。推進担当として庶務係長及び会計担当係長を充てる。

- 2 不正防止計画推進部署は不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。
- 3 不正防止計画推進部署は定期的に最高管理責任者に状況報告をしなければならない。

(不正行為の通報及び相談)

第8条 研究所内外からの不正行為の通報及び相談の受付窓口は、研究調整課長とする。

- 2 受付窓口寄せられた通報の内容は、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう秘密保持を徹底する。
- 3 受付窓口は最高管理責任者に通報又は相談の内容を速やかに報告し、その取扱いを検討するものとする。

4 前項までの規定は、公益財団法人東京都環境公社公益通報者保護要綱の適用を妨げない。

(調査)

第9条 研究費の運営・管理に関して不正行為があると認められるとき又は疑いがあるときは、研究費運営・管理調査委員会（以下「調査委員会」という。）が調査を行う。

2 調査委員会の構成は、研究所長、研究調整課長、科長、副参事研究員、庶務係長、会計担当係長及び研究調整担当係長とする。

(再発防止)

第10条 調査委員会において、研究費の運営・管理に関して不正行為が確認されたときは、最高管理責任者は、不正行為が確認された事案を研究所内に公表し、問題を共有し再発防止に努めるものとする。

(処分)

第11条 研究費の運営・管理に関して不正行為があった職員又は研究費に関連して不正な取引に関与をした職員は、公益財団法人東京都環境公社就業規則の懲戒の規定を適用して処分する。

(業者等への対応)

第12条 統括管理責任者は、業者等に研究費の運営・管理に係る諸規程を説明し遵守させるとともに、一定の取引実績のある業者等に誓約書の提出を求めるなどにより研究費の適正使用を促す。

2 最高管理責任者は、研究費の運営・管理に関して不正な取引に関与した業者等があるときは、当該業者等との取引を停止するなど必要な措置を行う。

(内部監査の実施)

第13条 統括管理責任者は、研究費の適正な運営・管理のため、定期的に研究調整課職員の中から指名する職員に内部監査を行わせ、その結果を調査委員会に報告する。また、必要があると認めるときは、研究調整課の職員以外の者を加えて実施することができる。

2 前項の内部監査は、公益財団法人東京都環境公社財務規程等に基づく内部監査などと連携して実施する等、効率的かつ効果的な方法により行うものとする。

(規程の見直し)

第14条 この規程は、法改正への対応及び研究費の適正な運営・管理のため、必要に応じて適宜見直しを実施する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。